1969.12.11 明治大学新聞

焦点を探る（3）

設置近い〝改革特別委〟
学生参加問題など論議呼ぶ

大学当局は、「改革」を推し進めるためのセカンド・ステップとして、先月末「大学改革特別委員会」案を発表、学内諸機関に配布した。しかし、今後の本学の方向性をきめる重大な要素を含んでいるため各方面でいろいろ論議を呼んでいる。

大学改革準備委員会（委員長・木村礎 文学部教授）が中間草案（中間答申）をまとめ学長に答申したのは十月十八日。その後、機動隊導入・封鎖解除、大学側のロック・アウト措置、そして部分的な授業再開から全面再開と、明大闘争の余波の中で、中間草案は全学生に配られ、また各学部教授会教職員組合（大木芳朗委員長）、専教連（沖田哲也幹事長）、職員会（小堀炤久幹事長）など学内の諸機関で検討が加えられてきた。

この中間草案がでてから一カ月余りたった十一月末に、当局は、「大学改革 特別委員 会設置要項（案）」を発表、学内諸機関に配布し、これに対する意見を求めていた。

そして、今月三日の対策本部会議で、各機関からの要望や意見を集約して審議したが、種々の問題点が提起され、結論が出ないまま次回の八日の対策本部会議にもちこされ、その間、学長スタッフで再度意見を調整し、会議に計ることになっている。

なお、目下検討中の「大学改革特別委員会設置要項」は次の通りである。

大学改革特別委員会の設置について

本学が当面している大学改革問題は、早急にその具体化をはかるべき問題であると考えますすでに大学改革準備委員会の「中間報告」は学内機関において検討が加えられており、学生一般にも配布されております。またその審議の促進について過日各機関に依頼し、いくつかの意見がすでに寄せられております。

つきましては、これらの意見を集約し、独自に検討を加えて本学の改革案を決定する機関を設ける必要があると考え、その設置要項案について諸機関においてご審議いただきたいと思います。

大学としては、大学改革について学生の参加を呼びかけてきておりますが、現在の学生側委員の決定にはなお時日を要すると思われます。

また大学側が独自に改革をすすめるべき問題も多いので、学生委員についてはその条件が整い次第参加させることとし、この特別委員会を直ちに発足させるべきであると考えております

なお、大学側委員の構成について、学生参加の場合を予定して立案してあることを申し添えた「大学改革特別委員会設置要項案」につき至急ご検討いただき、その結果をご報告くださるようお願いいたします。

また、設置要項（案）は次の通り。

大学改革特別委員会設置要項（案）

第一条 明治大学に大学改革特別委員会（以下「委員会」という）をおく。

第二条 委員会は、本学（短期大学を含む）における教育・研究体制およびこれにともなう大学の管理・運営に関する基本方針を審議し、大学改革の基本的方向ならびにその具体的方向を明らかにし、それを本学の諸機関に提案することを目的とする。

第三条 委員会は次の各号に定める委員によって構成する。

1各学部教授会・短期大学教授会および大学院委員会から選出する委員 各一名

2理事会から選出する委員 二名

3職員会から選出する委員 三名

第四条 委員会には学生から選出される委員を加えることができる。学生から選出される委員の選任方法、定数および審議事項は別に定める。

第五条 委員会には委員長をおき学長がこれにあたる。

第六条 委員会は委員長が招集する。

2委員の過半数が要求したときには、委員長は委員会を招集しなければならない。

第七条 委員会は委員の三分の二以上の出席によって成立し、出席委員の過半数をもって議決する。

第八条 委員会は、審議を経た事項について議事録を作成し、これを公開しなければならない。

三日の対策本部会議で問題となったことは、まず第一に、委員会の性格であった。大きくわけて、学長の諮問機関にするのか、全学的な改革委員会にするのか――の二つにわけられる。

前者の形式にした場合、スムースに効率よく審議できるという利点があるが、どこまで実行力を持ち得るかが疑問であり、これでは先の改革準備委員会と変らないということがあげられる。後者の場合、法人側・教学側双方の了解点を前もって調停でき、大学として最終的決定を下せるという長所があるが、その為進行がスローになりすすく、殊に法人側が忙しいということもあって十分な討論を行ないうる会議の運営ができるかどうかが懸念されている。

また、委員の選出について、教員の場合、教授会の正式構成員ではない、若手の助手・講師などの意見をどのように反映させるが、また、学部毎に一名となれば、和泉の教養課程の教員が一人も選出されないことも考えられ、きめ細かな組織編成の再検討を望む声も強い。

この問題について、学長室専門委員の一人 栗田健商学部助教授は、「確かに少人数の委員の選出にはいろいろ不満もあるだろうが正規の委員の他に、専門にわかれた分科会方式をとって、そこで全学的な英智を結集できるようにしたい」と述べている。

さらに、最大のポイントの一つである、参加問題は可能だとする設置要項第四条の条項を、具体的に学生の参加が考えられない現在の状況の中では削除して、付則の項に、将来的に可能という程度にとどめるべきだという意向も強い。この条項は立案者の折衷案的な、苦心のあらわれといえるが、意外に不評だったようである。

なお、「大学改革特別委員会」の性格構成の詳細については、八日の対策本部会議の結果を待たなければ明らかにならないが、改革は急がなければならないという空気が強いところから、学長の諮問機関として設置されるものと見られている。

これら当局の動きに対し、全共闘系学生は「中間草案」を「教授会自治論」の立場から「中教審路線の具体化のあらわれ」という見地などから批判がでており、「現状では学生参加は認められない」とする特別委案に真向うから批難の声をあげている。

また、一般学生にも「改革特別委員会と、当初の構想にあった学生が参加した委員会との関係をどう位置づけているのだろう」といったような、大学側の真意を図りかねた空気が強い。

ともあれ、学生参加など今後の課題となるべき問題を含んでいる大学改革特別委員会の行方は、各方面から注目されており、今後の焦点ともなっている。

（一二・四記）